［削る］

［削る］

附則別表第十二の十

⑴　都道府県分の「給与改定費」の密度補正Ⅰに用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

密度補正Ⅰ	
その団体の人口密度が250人以上のもの	
その団体の密度	1.000
その団体の人口密度が250人に満たないもの	
その団体の密度	1.000
250人に満たない数が50人までの数	0.080
同上50人を超え100人までの数	0.070
同上100人を超え150人までの数	0.040
同上150人を超える数	0.050

⑵　市町村分の「給与改定費」の密度補正Ⅰに用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

密度補正Ⅰ	
その団体の人口密度が450人以上のもの	
その団体の密度	1.000
その団体の人口密度が450人に満たないもの	
その団体の密度	1.000
450人に満たない数が150人までの数	0.088
同上150人を超え300人までの数	0.035
同上300人を超え350人までの数	－0.025
同上350人を超え400人までの数	－0.083
同上400人を超える数	－0.176

附則別表第十二の十一

⑴　都道府県分の「給与改定費」の普通態容補正Ⅱに用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
一級地	1.044
二級地	1.035
三級地	1.033
四級地	1.026
五級地	1.022
六級地	1.013
七級地	1.007
無級地	1.000

⑵　市町村分の「給与改定費」の普通態容補正Ⅱに用いる率（附則第十九条の十四の六関係）

地域区分	率
一級地	1.115
二級地	1.092
三級地	1.086